企業立地奨励金の受給までの流れ

R7.4.1版

申請（業務開始）前年度

業務開始年度

【受給要件　業務開始の時期】
・造成済の事業用地を取得後　３年以内
・未造成の事業用地を取得後　５年以内
※県新規補助金は、自社有地の場合、事業着手から　２年以内でも可

新工場に固定資産税が課税された年度の翌年度

湖西市
企業立地
奨励金制度

静岡県
地域産業立地
事業費
補助金

事前相談 → 企業等概要調書　提出（8月20日まで） → 打合せ → 指定申請書提出（業務開始60日前まで） → 業務開始 → 交付申請書提出（業務開始後60日以内まで） → 完了検査 → 交付決定（用地取得/雇用奨励金） → 交付申請書提出（設置奨励金）

参考

静岡県
新規産業立地
事業費
補助金

県へもご相談ください

事前相談 → 企業等概要調書　提出 → 打合せ → 交付申請書提出（業務開始日まで ※業務開始日が3月中の場合は２月末日まで） → 業務開始 → 実績報告書提出（業務開始日から起算して30日を経過した日又は4月10日のいずれか早い日まで） → 完了検査 → 交付確定（建物/機械設備等）

予算確保の必要があるため
受給にあたっては
必ず提出が必要です

その他の主な重要要件

・業務開始時に県内全事業所の「雇用１人以上の増加」
or「雇用維持かつ生産性向上10%以上」